



後付け安全運転支援装置 の設置を補助します！

補助対象となる自動車

下記の①②の要件を満たす自動車です。

- ①普通、小型、軽自動車で、車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
- ②車検証の使用者の欄に申請者の氏名が記載されていること。

※申請者の氏名が記載されていない場合は、申請者の運転免許証上の住所が同一であること。

ただし、この場合は、国・県の補助金の対象にはありませんので、ご注意ください!!

補助対象となる装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置で、安全運転支援装置取付事業者(一般社団法人次世代自動車振興センターが認定し、愛知県内に店舗等がある事業者)の店舗等において設置するもの。

※該当する装置・取扱事業者・店舗等については、下記のホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター
<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/support-car.html>

上記ホームページに記載のある店舗等で取付をしないと、国・県の補助金の対象にはありませんので、ご注意ください!!

補助対象者

下記の要件をすべて満たす個人の方です。

- ①市内に住所を有し、申請年度末時点で65歳以上の人
- ②市税及び自動車税を滞納していないこと
- ③自動車運転免許証(有効期限内)を保有していること
- ④営利を目的とせず、かつ、自ら使用する自動車に安全装置を設置していること

補助金額

安全運転支援装置の購入及び設置にかかる費用(個人が支払った額)の

9割

※上限6万円



◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

☎0566-95-9873

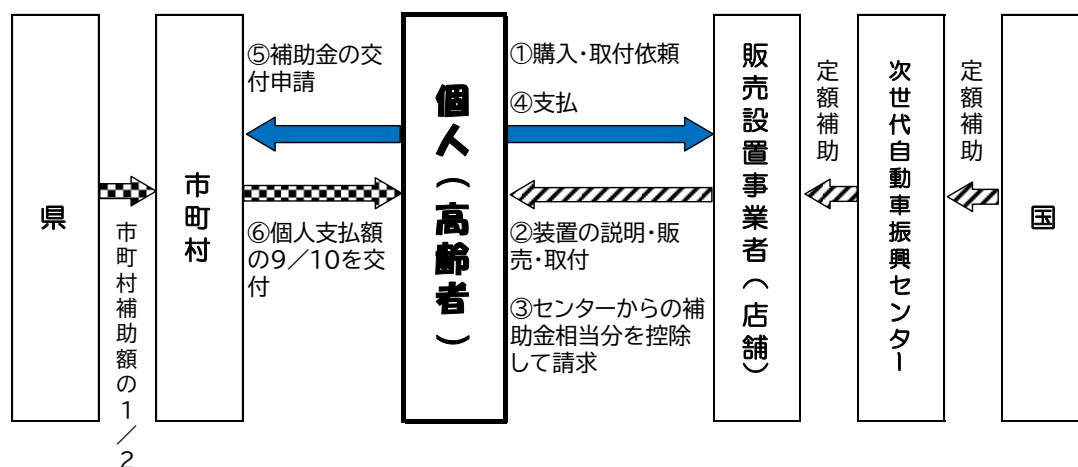
補助金の申請方法

◆申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②車検証のコピー
- ③自動車運転免許証のコピー
- ④設置販売事業者等が発行する
安全運転支援装置販売・設置証明書
- ⑤領収書のコピー
- ⑥市税完納証明書
- ⑦補助金請求書

⑤領収書の宛名が申請者本人であること

◆設置から補助金交付までの流れ



◆ご注意ください◆

- ①1人につき1回限りです。
- ②補助制度実施期間は**令和4年3月31日まで**です。
※令和3年度は、**令和3年4月1日以降に装置を設置した方が対象となります。**
- ③装置を設置した年度内に申請してください。年度をまたいだ申請はできません。
- ④法人、会社等の名義の場合は対象になりません。

※補助金の交付を受けた補助対象自動車等は、1年以上使用してください※

補助金の交付を受けた補助対象自動車等を、装置設置日から1年以上経過する前に名義変更、売却等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

※後付け安全運転支援装置を購入する場合は、設置販売事業者にて装置機能、動作条件及び適切な使用方法について説明を受け、理解した上で装置の設置を依頼してください。



⚠ 後付け安全装置は、急加速を抑制するもので、自動で停止するものではありません。
装置の機能を過信せず、運転者自身が交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。